

活動領域の拡大に向けた取組等の実施状況について②

- より魅力ある教育を目指した取組を実施している旨回答した法科大学院 61校

より魅力ある教育を目指した取組例

- 公正取引委員会審判官や東京都税務当局実務家の経験者など、より多くの実務家に対する教育への参加の促進。
- ITを使った学習支援システムや授業録画の自宅等での再生システムの採用、東京駅周辺でのサテライト教室の開設、夜間や土曜日における主要科目の昼間と同一内容での開講。
- 法曹となった修了生等による教育補助、未修者に対する少人数での学習指導・助言。
- クラス担任制度等を活かした、学生の学修状況・ニーズに合わせたきめ細かい授業の展開と指導。
- 多彩な外国法科目の開設、英語によるライティングやプレゼンテーションの訓練、海外の法曹有資格者による講義や講演の実施。
- 海外の法科大学院も含めた学生の交換プログラムの実施。
- 日常的なFD活動を通じた教員の教育に係る意識改革と実践、その一環としての他大学への訪問や授業見学等。
- 教材や教育方法について、プロジェクト・チームにおける検証や教授会における意見交換の実施。
- 地域に特徴的な法律問題を学ばせるための、司法過疎地における巡回無料法律相談への学生の参加。
- 金融法務、渉外法務、知的財産法務など、理論と実務の架橋や国際性、学際性、先端性を具現化する多彩なワークショップ・プログラムの開講
- 法律事務所からの協力を得た「国際仲裁・ADR」ワークショップの開催。
- 法曹リカレント等の継続教育を行うためのワーキング・グループの立ち上げ。
- 既修者・未修者それぞれに対する入学前事前研修の実施。
- 希望者全員に対するエクスターンシップやリーガルクリニック等の実施。
- 学内に設置されている法律事務所と連携した臨床実務に関する教育の実施。
- 民事ローヤリングの授業における市民ボランティアの活用。

継続教育の実施状況について①

- 継続教育に取り組んでいる、または、今後取り組んでいく可能性がある大学は、**51大学**
(うち、調査時点において継続教育に取り組んでいるのは21大学)
- 継続教育に取り組んでいる大学の取組の具体的な状況は以下のとおり。(自由記述)

①法曹有資格者に対し、応用的・先端的な授業科目を履修できる場を提供している例

- ・正規の科目としてではなく、BUSINESS LAW SEMINARを開講し、継続教育としても法曹資格を修得した者に広く門戸を開いている。今後も、継続教育については、充実を図っていきたいと考えている。
- ・日本弁護士連合会に対し10科目程度の科目を開講し、弁護士会員の受講希望者を募集している。
- ・実務家を対象とした聴講制度を設け、展開・先端科目や基礎法・隣接科目のほか、本法科大学院の特色である外国法科目を受講可能としている。
- ・法曹のリカレント教育を目指し、現在法曹界で活躍するものに対し科目等履修生の制度を設け、履修の場を提供している。

②新人弁護士に対する研修の展開や、法律相談・ADRの補助業務の場を提供している例

- ・法科大学院弁護士研修センター(OATC)を設置、隣接する形で法律事務所を招致し、法科大学院出身の新人弁護士を所属させて司法修習終了直後の継続教育にあたっている。特に、組織内弁護士を育成することを目指している。
- ・法務研究科の下部組織「法曹実務研究所」が週2回法律相談を行っている。この法律相談の担当者を法務研究科OBの弁護士から募り、経験5年以上の弁護士1名を指導に付けて、相談に当たらせている。
- ・法曹実務研究所と観光研究所が連携して運営する大学直属の組織「観光ADRセンター」で行う調停業務の補助業務を行う「事件管理者」を法務研究科OB弁護士から募り、十数名が担当している。

継続教育の実施状況について②

○ 継続教育に取り組んでいる大学の取組の具体的な状況は以下のとおり。(自由記述)

③法科大学院とは別途設置された「法務研究所」、「司法研究所」等の機関において、実務家同士の情報交換や研鑽を目的とした場を提供している例

- ・法科大学院の附属機関である、専門法曹養成研究教育センター(現在は、医事法センター、環境法センター、ジェンダー法センター、知的財産法センターの4センター)が企画・実施する研究会が挙げられる。法曹資格を取得した修了生に対し、この研究会への参加を呼びかけ、また、研究会の講師陣には本法科大学院修了生(現在は弁護士)を招聘し、専門法曹の継続教育の体制が徐々に構築されつつある。この体制を法科大学院全体としての取組としてさらに発展させていくことを目標としている。
- ・法務研究所を併設し、法科大学院の教員も参加した場で、修了生が研究発表を行うことのできる機会を定例的に設けている。これは、弁護士同士の幅広い情報交換を可能にすると共に、実務家として研鑽できるリカレント・スクールの役割を狙ったものである。

④法科大学院教員を講師とする研究会を開催している例

- ・同窓会と協力して、法科大学院教員を講師とする研究会を実施している。

○ 他方、継続教育に取り組むことを予定していない大学の挙げた理由は以下のとおり。(自由記述)

- ・継続教育は、研究大学院(博士後期課程)など、別組織が担っている。
- ・地元弁護士会において既に研修制度が確立されており、需要が見込めない。
- ・現時点では、在学生を対象とする教育の充実に専念している。
- ・継続教育に取り組む教員数の余裕がない。